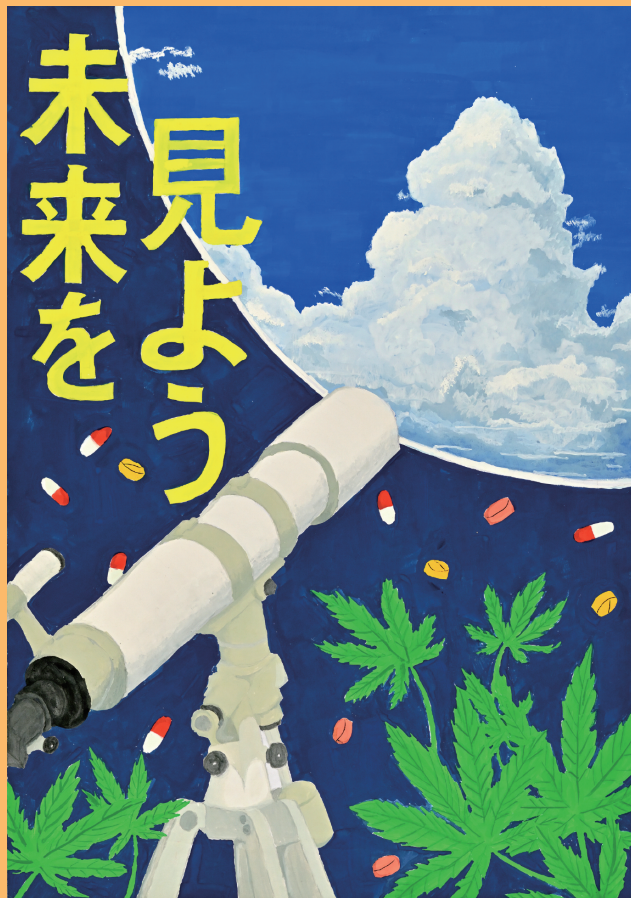


薬物乱用は、 「ダメ。ゼッタイ。」

愛する自分を大切に
Yes To Life, No To Drugs.



薬物乱用防止ポスター 最優秀作品

薬物乱用とは？

社会のルールからはずれた方法や目的で薬物を使うことです。
覚醒剤などの違法薬物は、たとえ1回だけの使用でも乱用になります。

乱用される危険のある主な薬物



覚醒剤



危険ドラッグ



MDMA



大麻 (マリファナ)



あへん系麻薬
(ヘロインなど)



コカイン



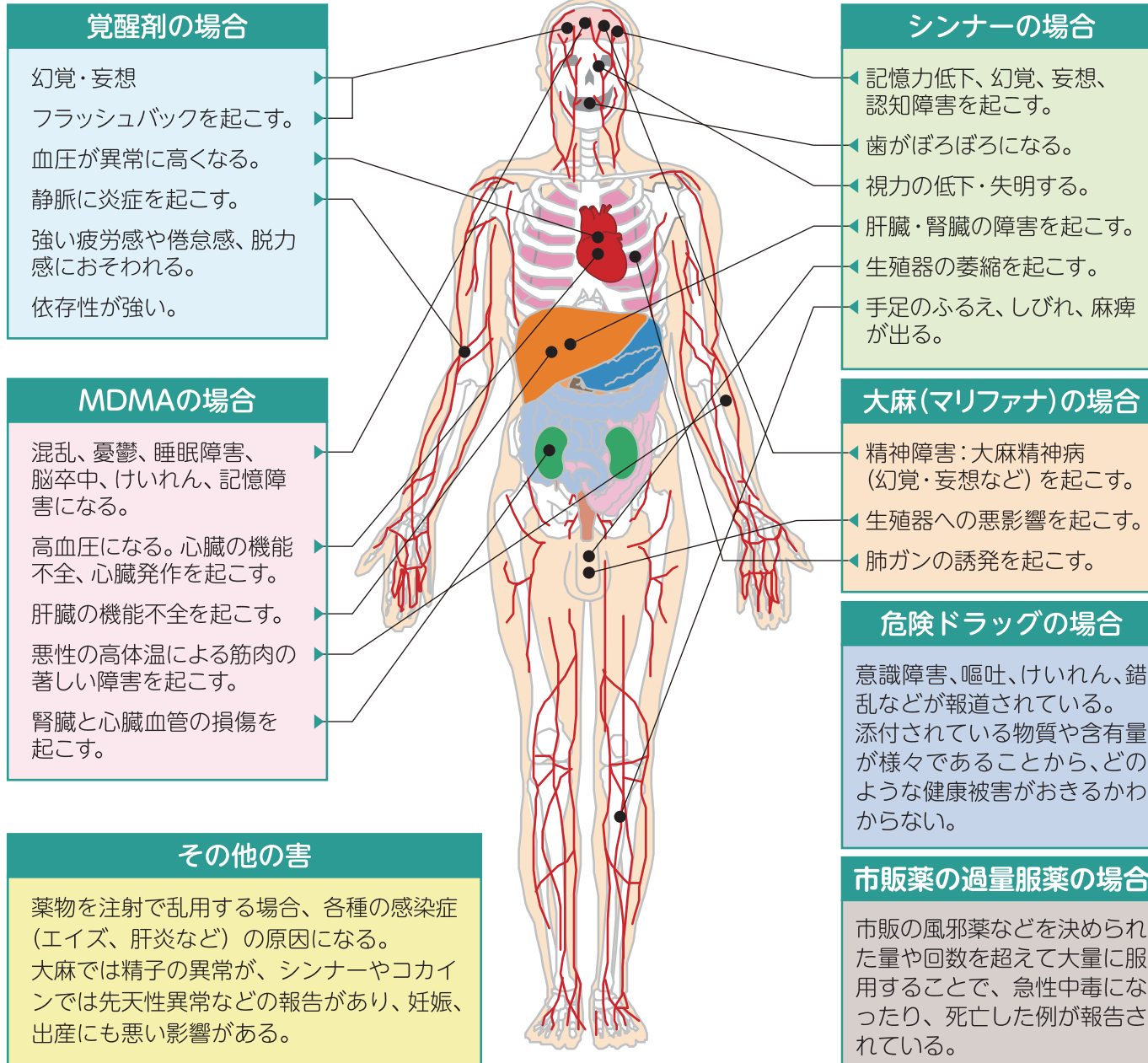
有機溶剤 (シンナー)



市販薬の過量服薬

なぜ、薬物乱用はいけないのか？

薬物が心と身体に与える影響



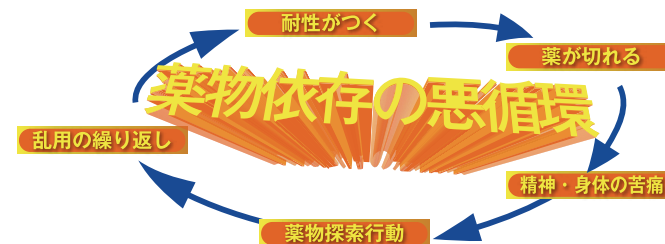
自分の意志では止められなくなる

薬物乱用の特徴は 薬物の“依存性”と“耐性”

依存性⇒一回ぐらいなら大丈夫と思って、また使いたくなり、繰り返し使わずにはいられなくなってしまう。

耐性⇒使用を繰り返しているうちに、それまでの量では効き目がうすれていく。

一回だけと思って始めた人も、薬物の“依存性”と“耐性”によって使用する量や回数がどんどん増えていき、どうしようもない悪循環に陥ります。もはやそうなる自分の意志だけでは止めることはできません。



甘い誘いに気をつけよう！

1回だけなら平気さ
ちょっとだけ、ためしてみない？
やせられるよ

みんなやってるよ
ただの栄養剤だよ

イライラがとれてすっきりするよ
眠気がとれて、勉強ができるよ

三重県薬物の濫用の防止に関する条例とは

条例の概要

- 危険ドラッグを規制します。
- 薬物乱用防止の啓発・教育を充実します。
- 薬物依存者の回復支援を推進します。

危険ドラッグの規制

※「危険薬物」について、正当な理由なく所持、購入、譲り受け、使用することを禁止します。

禁止行為に違反した者に対しては警告を発し、警告に従わない者に対しては、中止等の命令を行います。

命令に違反して禁止行為を中止しなかった場合は、5万円以下の過料に処されます。

※危険薬物…危険ドラッグなど、中枢神経の興奮若しくは抑制または幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物

「ダメ。ゼッタイ。」と断る勇気を持つ。

三重県では、薬物乱用に関する相談を受け付けています。一人で悩まないで、最寄りの機関へ連絡してください。

午前8時30分から午後5時15分まで
土・日・祝を除く

■お問い合わせ先

保健所	電話番号
桑名保健所	0594-24-3623
鈴鹿保健所	059-382-8674
津保健所	059-223-5112
松阪保健所	0598-50-0529
伊勢保健所	0596-27-5151
伊賀保健所	0595-24-8080
尾鷲保健所	0597-23-3461
熊野保健所	0597-85-2159
こころの健康センター	059-223-5241
医療保健部薬務課	059-224-2330
四日市市保健所	059-352-0592

覚醒剤や大麻などの薬物の乱用は、あなたの健康、あなたの周りの社会に計り知れない影響をもたらします。

覚醒剤

覚醒剤とは？

法律では、一般名メタンフェタミン、アンフェタミン及びその塩類並びにこれらを含む物を規制の対象としており、形状は主に白色の粉末や無色透明の結晶です。俗に「シャブ」、「クスリ」、「S(エス)」、「スピード」等と呼ばれています。

危険性は？

覚醒剤は特に依存性が強く、乱用を続けると幻覚や妄想が現れるほか、時には錯乱状態になって、発作的に他人に暴行を加えたり、殺害したりすることがあります。そして、このような症状は、乱用を止めても長期間にわたって残る危険性があります。また、大量の覚醒剤を摂取すると、急性中毒により、全身けいれんを起こし、意識を失い、最後には脳出血で死亡することもあります。



大麻(マリファナ)

大麻とは？

大麻草の葉を乾燥させたものや、樹脂を固めたものがあります。使用や所持、提供はもちろん、不正栽培も処罰対象となります。種子の売買にあたり「鑑賞目的」という言い訳は通じません。「ハッピー」「クサ」「チョコ」「野菜」などの隠語があります。

危険性は？

「大麻に害がない」というのは全くの誤解です。アルコールやたばこと比べて、人体への有害性は低いということはありません。WHO(世界保健機関)の報告によると、記憶への影響、学習能力の悪化、知覚の変化、人格喪失などを引き起こすほか、使用を止めても依存性が残るなどとされています。



大麻樹脂



乾燥大麻

危険ドラッグ

危険ドラッグとは？

麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法等で規制をうける麻薬、覚醒剤等には指定されていませんが、麻薬、覚醒剤等と同様に幻覚作用や多幸感を得る目的で使用される薬剤の総称です。

「合法」だから「安全」？

「合法ドラッグ」「脱法ハーブ」などと称して販売されるため、あたかも身体に影響がなく、安全であるかのように誤解されていますが、大麻や麻薬、覚醒剤などと同等か、それ以上の恐ろしさを持つ物質が含まれていることもあり、大変危険な薬物です。



植物粉末系



リキッド

最近、リキッド、グミ、クッキー等のかたちで販売されていることもあります。

「合法」という言葉にだまされないでください!!

危険ドラッグの販売方法は？

インターネットサイト等で、お香、アロマオイル、芳香剤、バスソルトなどを装い販売されています。

危険性は？

危険ドラッグの摂取や使用は、非常に危険です。興味本位であっても決して摂取や使用をしないでください。使用後に自己コントロールができずにとめられない状態となったり、健康障害や異常な行動を起こしたりすることがあります。

使ったらどうなるの？

死んでしまうことも!!

危険ドラッグの成分や含有量は商品によってまちまちであり、吐いたり、意識を失ったり、暴れたりなど、様々な健康被害が報告されています。最悪の場合は死に至ってしまうこともあり、病院に救急搬送されても、成分がわからないため適切な治療ができず、大変危険です。

一度の使用が依存症の始まりに…

いわゆるドラッグの類は、一時的にいい気分になると言われていますが、その作用が切れたときの絶望感や不安感は耐えられないほどに強いので、それから逃れるために、またドラッグに手を出してしまい(依存)、次第に自分の意志では止められなくなってしまいます。また、繰り返し使用していると、一回に使う量がどんどん増えていきます(耐性)。こうなると、薬物欲しさに暴力事件を起こしたり、窃盗などの犯罪に手を染めたりするなど、薬物無しでは生活できなくなります。さらに、いったん薬物依存症に陥ると、治療には長い期間が必要となります。

違法薬物の乱用は法律等で厳しく処罰されます。

以下は乱用とその周辺行為に関する罰則です。営利を目的とする販売などは、さらに厳しい罰則規定があります。手伝わただけでも犯罪の共犯やほう助にあたり処罰の対象となります。海外での所持なども国外犯規定が適用され処罰の対象となります。

覚醒剤

輸入・製造 ……1年以上の拘禁刑
所持・譲渡・譲受・使用 ……10年以下の拘禁刑

大麻

輸入・輸出・製造・栽培 ……1年以上10年以下の拘禁刑
所持・譲渡・譲受・使用 ……7年以下の拘禁刑

危険ドラッグ(「指定薬物」)

製造、輸入、販売・授与、所持、使用、購入、譲り受け ……3年以下の拘禁刑、もしくは300万円以下の罰金またはこれを併科

危険薬物

所持・購入・譲受・使用…5万円以下の過料

大麻の不正栽培は、法律で禁止されています。また、そのために大麻の種子を所持したり、提供したりすることは、処罰対象となります。

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

